

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年6月1日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
さいたま北部医療センター
院長 黒田 豊

1 競争に付する事項

(1) 売却件名

健診車売却に係る調達

(2) 売却案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期限（期間）

令和3年7月31日まで

(4) 履行場所

埼玉県さいたま市北区宮原町1丁目851番地

独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター

(5) 入札方法

- ① 入札者が提出する入札書は、売却件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、X線装置撤去費、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費（リサイクル料含む）を含め、契約金額を見積もるものとする。
- ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）

第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を

一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の買受け」で、「A」・「B」または「C」等級に格付され、本年度における関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。または、古物商許可証の交付より10年以上経過している者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

(5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ① 厚生年金保険
- ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③ 船員保険
- ④ 国民年金

⑤ 労働者災害補償保険

⑥ 雇用保険

(注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納が無い（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(6) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しないものであること。

3 契約条項を示す場所

〒331-8625 埼玉県さいたま市北区宮原町1丁目851番地

独立行政法人地域医療機能推進機構

さいたま北部医療センター 総務企画課経理係

電話 048-662-1440 FAX 048-663-0058

4 競争入札執行の場所及び日時

(1) 入札説明書の交付期間、場所

交付期間：令和3年6月2日（水）～令和3年6月15日（火）

（土日祝日を除く9時00分～17時00分）

交付場所：上記3に同じ。

(2) 競争参加資格申請書の提出期間並びに提出場所

提出期間：令和3年6月2日（水）～令和3年6月16日（水）

（土日祝日を除く9時00分～17時00分）

提出場所：（1）担当部署に同じ

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと）

(3) 開札の日時及び場所

令和3年6月18日（金）15時30分 当院 3階大会議室

5 その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(1)の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の最低価格以上で、かつ最高の価格で入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最高価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。